

議案第 8 号

橋本市消防団員等公務災害補償条例及び橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

橋本市消防団員等公務災害補償条例及び橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防団員等公務災害補償条例及び橋本市灾害補償条例の一部を改正する条例

(橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)  
第1条 橋本市消防団員等公務災害補償条例(平成  
次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第 5 条 略	(補償基礎額) 第 5 条 略
2 次の各号のいづれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤消防団員又は消防作業従事者、水防從事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日若しくは扶養親族との扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族の扶養親族等については、扶養親族による金額に、第1号に該当する扶養親族については一人につき333円を、第2号に該当する扶養親族については一人につき333円を、そのうち円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち一人については333円)を、第3号から第6号までのいづれかに該当する扶養親族については一人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち一人については300円)を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。	
3 次の各号のいづれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日若しくは扶養親族との扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族の扶養親族等については、扶養親族による金額に、第1号及び第3号から第6号までのいづれかに該当する扶養親族については一人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については一人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。	(1) ~ (6) 略 4 略

(橋本市消防団)正二副の例を一部改正する

第2条 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(平成29年橋本市条例第19号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

		改正後	改正前
附 則		附 則 (施行期日)	
1	略 (経過措置)	2 この条例による改正後の橋本市消防団員等公務災害補償条例(次項において「新条例」という。)第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後この項及び次項において「施行日」という。(以下この項及び新条例第4条第1項に規定する由の生じた橋本市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償(以下「損害補償」という。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金及び同条例第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。 (平成30年3月までの間における補償基礎額に関する特例)	3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における新条例第5条第3項の規定については、同項中「第1号及び第3号から第6号までのいづれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円」とあるのは、「第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円(非常勤消防団員等に第1号に

	<p>該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)とする。</p>
--	--

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、平成29年4月1日以後に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条例第4号アに規定する障害補償年金及び同条例第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。